

ドイツ「有限責任会社」制度の立法過程

——ドイツ帝国議会議事録および政府草案・理由書を中心として——

今野裕之

一序

わが国において、中小企業のための有限責任の会社形態として「有限会社」が法制化されたのは、昭和一三年（一九三八年）であった。有限会社は、株式会社⁽¹⁾に比し、設立手続・組織・管理方法等が簡素で、公示主義も著しく緩和されていることから、その利用はかなりの率で増加した。けれども、絶対数においてそれは未だ株式会社に及ばない⁽²⁾。他方、わが国の株式会社は、企業規模が極めて小さく、社員の関係も閉鎖的なものがその大半を占める。つまり、わが国においては、実質的には有限会社形態に適する小規模かつ閉鎖的な企業が、株式会社について最低資本の制限がないことを奇貨とし、取引上の信用や体裁ならびに租税対策上の利点を理由に、加えて、有限会社制度についての理解不足もあって、株式会社形態をとる場合が甚だ多い。このような会社は、たとえば貸借対照表を公告せず、株主総会を開催せず、取締役を改選しないなど、株式会社法の厳格な規程を守らず、またある意味では守りえないのであって、会社の現実の運営においては有限会社と同様の処理を行なっている。このことは企業形態

選択の混乱を示す。これが現在まさに会社法改正の中心問題となっている。株式会社法の再検討とともに有限会社法の再検討が迫られるゆえんである。

わが国の有限会社法は、ドイツ、オーストリア、フランスおよびイギリスの諸法制を参考とし、その長所をとつたものとされる。⁽³⁾この意味において、その解釈と運用、さらには改正にあたり、比較法的研究の必要は大きい。とりわけ、イギリスの「私会社 (private company)」制度とドイツの「有限責任会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung)」制度とは、小規模閉鎖会社法制の二大源流であり、今日の世界の小規模閉鎖会社法制はすべてこのいずれかのあるいは双方の影響を受けているといつても過言ではなく、その動向は注目し値する。

こうしたことから、イギリスの「私会社」制度およびドイツの「有限責任会社」制度については、わが国において、既に多くの研究が発表されている。⁽⁴⁾けれども、その立法過程については、未だ解明が十分でないように思われる。イギリス「私会社」制度の立法過程については、かつて、イギリス議会議事録を中心に解明を試みた。⁽⁵⁾本稿においては、「ドイツ」「有限責任会社」制度の立法過程について、「ドイツ」帝国議会議事録 (Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages (Zitat Stenogr. Ber. d. Reichst. と略記)) および政府草案・理由書 (Entwurf eines Gesetzes betreffend die Gesellschaften mit beschränkter Haftung nebst Begründung und Anlagen, Amtliche Ausgabe, (1891) (Zitat Entw. と略記)) を中心に解明を試みる。これにより、従来の研究になお幾分かの資料的補完をなすれば幸いである。

(1) 有限会社の会社数の推移については、竹内昭夫「企業形態の実態」(矢沢惇編『現代法と企業』「現代法9」)(一九六六年)(二四頁以下所収)三三頁第一・五表参照。

(2) 昭和五七年(一九八二年)六月三〇日現在、株式会社総数八四八、三三三社に対し、有限会社の総数は六四二、〇六〇社である(国税庁総務課編『昭和五七年分 税務統計から見た法人企業の実態(昭和五九年三月)』(一九八四年)一一頁)。

- (3) 田中耕太郎『改正商法及有限会社法概説』(一九三九年)二九〇頁参照。
- (4) 先駆的な業績として、岡野敬次郎「有限責任会社を論ず」法学協会雑誌五九号(一八八九年)、山崎寛次郎「独逸の有限責任会社に就て」法学協会雑誌二五卷四号(一九〇七年)、花岡敏夫「英國会社法に於ける Private Companies の觀念に就きて」法学協会雑誌三三卷五号(一九一四年)、杉山直治郎「現行有限責任会社法」法学協会雑誌三五卷一二号—三六卷三号(一九一七年—一九一八年)、同「有限責任会社に就て」『富井先生還暦祝賀法律論文集』(一九一八年)所収(杉山直治郎「法源と解釈」(一九五七年)再録)、同「有限責任会社制度の立法的普及」法学協会雑誌四〇卷一〇号—四一卷一号(一九二二年—一九二三年)、同「英法の私会社に就て」(神川彦松編『山田教授還暦祝賀論文集』(一九三〇年)所収)、佐々穆「世界に於ける有限責任会社法概説」産業七卷八号—二二号(一九三〇年)、同「各國比較会社法論—株式会社及び有限責任会社」(一九三〇年)、同「有限責任会社法制の發達」法曹会雑誌一二卷六号—八号(一九三五年)、同「有限責任会社法論」(一九三三年)、佐伯俊三「有限責任会社法制の發達」法曹会雑誌一二卷六号—八号(一九三五年)、同「有限責任会社の特性及び其の設立論」司法研究第一九輯報告書集一(一九三五年)、右田政夫「判例英國私会社法」法学新報(中央大)四九卷六/七号(一九三九年)、増地庸治郎「有限責任会社制度の生成」経済学論集(東京大)九卷九号(一九四〇年)、中井眞太郎『有限会社法論』(一九四一年)等がある。近時のものとしては、喜多川篤典「有限会社法の比較法的研究—ドイツ法を中心とする考察—」法学協会雑誌六九卷二号(一九五一年)、星川長七「英國私会社制度の研究—特例私会社(Exempt Private Company)を中心として」早稲田大学比較法研究所紀要九号(一九五九年)(同「英國会社法序説」(一九六〇年)再録)、酒巻俊雄「閉鎖的株式会社の理論と立法動向—英米法の動向とその示唆—」民商法雑誌五八卷一号—六八卷五号(一九六八年—一九七三年)(同「閉鎖的会社の法理と立法」(一九七三年)再録)、同「英連邦諸国の私会社制度」早稲田法学(早稲田大)五三卷一/二号(一九七八年)等がある。
- (5) 今野裕之「イギリス『私会社』制度の立法過程—イギリス議会議事録から—」一橋論叢(一橋大)八二卷三号(一九七九年)一〇七頁以下、同「イギリス『私会社』制度の立法過程(補論)—ローアバーン委員会報告書を中心として—」成城法学(成城大)一四号(一九八三年)一一一頁以下。

二 有限責任会社制度創設の背景

(一) 小規模企業による株式会社形態利用の増加

ドイツにおいて、株式会社と合名会社との間に有限責任の新会社形態を設けるという構想は、既に一八七六年にパリシウスによって唱えられていた。すなわち、一八六五年のプロイセン鉱山法 (Allgemeines Berggesetz für Preussischen Staaten) によって設けられた鉱山会社 (Bergwerkschaft) の制度が、株式会社に比し組織と資本構成の点で融通性が大きく、ことにその追加出資制度とこれに対応する委付権の制度が歓迎を受けたことから、パリシウスは、この会社形態の利用を鉱山事業に限ることなく、他の産業にも拡げるならば、この会社形態は、株式会社と同じく有限責任の利益を享受しながら、一面きわめて弾力的かつ簡易な形態を提供するであろうと主張した。⁽⁶⁾

これを受けて、一八八四年の株式法改正に際し、有限責任原理に基礎をおく新しい種類の会社が会社法に設けられるべきであるとの提案がなされた。⁽⁷⁾ しかし、右改正法案理由書は、「資本団体であることが必須であるすべての種類の企業にとって既存の法形態は十分なものか、あるいは逆に、鉱山会社を模範とした新形態を既存の法形態に付け加えることは不可能か」という問題に言及したに止まり、その具体的な検討は来たるべき商法典の全面改正に委ねられるものとされた。⁽⁸⁾

この一八八四年の改正株式法は、一方において大資本の結合を促進し、他方において小規模企業の株式会社成りを阻止するために、株式会社に対する法規整の一層の厳格化を図った。ところが、同法が施行されるや、立法者の意図に反し、極めて少額の資本しかもたない株式会社の設立が圧倒的多数を占めた。多くの場合、発起人は法定の最低数である五人を超えず、このうちの二、三人が取締役となり、残りの者が監査役となるのが通例であった。本来株式会社形態をとりえないとされた小規模な企業が、有限責任の利益を享受するために株式会社形態を利用する

という現象は、既存の会社形態だけでははや商業界の要求を満たしえないことを示していた。有限責任の新会社形態創設は緊急の課題となった。商法典の全面改正を待つことは許されなかつた。⁽⁹⁾

- (9) L. Parisius, Die Genossenschaftsgesetze im Deutschen Reich, 140 (1876) (zit. nach H. Feine, Die Gesellschaft mit beschränkter Haftung, 4 (1929)).
- (7) Stenogr. Ber. d. Reichst. 1884, Bd. I, 220; Bd. II, 1152f.
- (8) Stenogr. Ber. d. Reichst. 1884, Bd. III, Drucks. Nr. 2, 1237.
- (6) V. Ring, Deutsche Kolonialgesellschaften, 42—45 (1887) (zit. nach J. Limbach, Theorie und Wirklichkeit der GmbH, 13f. (1966)).

(二) 植民地会社をめぐる論議

有限責任の新会社形態創設を推進したもう一つの力は、植民地における企業であった。

一八八四年に、ドイツは、植民地企業およびそれによって獲得された地域を国の保護下におくことを決定した。ところが、この植民地企業には、既存の商事会社形態はいずれも適当でなかつた。とりわけ、一八八四年に改正された厳格な株式法の規定——現物出資に関する発起人の報告・検査役の検査および発起人の責任、貸借対照表の公告義務、監査役の義務等——を植民地企業に適用することは不可能であった。加えて、植民地企業においては、事業の精確な見通しを立てることは困難であつたから、所要資本額をあらかじめ確定することはできなかった。したがつて、資本増加の手続が容易でない株式会社は、植民地会社には不適当であつた。⁽¹⁰⁾

このような理由から、植民地企業のためには、外部的には有限責任であつて、内部的には無限の追加出資義務(ただし委付権付き)を負う会社形態が必要とされた。そこで、鉱山会社と株式会社を折衷したような会社形態の創設が望まれ、次のような具体的な提案がなされた。

まず、エッサーが一八八六年に次のような新会社形態を提案した。それによると、会社の設立には少なくとも五人の社員が必要とされ、各社員の出資額は五、〇〇〇マルクを下ることをえず、現物出資の行なわれる場合には裁判所の選任する検査役の検査を受けることを要し、過大評価があれば、登記は認められなかった。また、追加出資義務が強制された。持分は記名式で、一口の金額は均一とされ、その譲渡は自由で、裏書は要しないとされた。ただし、取引所における取引はできないものとされた。各年度の初めには社員名簿を登記所に届け出ることを要し、貸借対照表および損益計算書もまた登記所に届け出ることを要するとされた。⁽¹⁾

エッサーの提案発表後二年を経て発表されたリングの提案は、強制的追加出資義務、持分およびその譲渡に関しては、エッサー案には大体一致していた。けれども、エッサー案と異なり、新会社形態を極く少数の社員の間にも利用しうべきものとした。しかし、もしこの立法が放逸な投機を招く、少額の資本しか持たない団体を奨励しようとするものでないならば、各社員は一〇〇万マルクの最低責任財産に対し最低五、〇〇〇マルクを出資することに よつて企業の運命と固く結びつくものとされなければならないとした。すなわち、リングによれば、資力の乏しい者がこのような予測のつかない新会社形態をとる企業に参加することは禁じられねばならなかったのである。また、持分の譲渡の自由はなく、取引所における取引は制限された。会社債権者の保護、すなわち会社財産の確保は第一に解決されるべき問題とされ、そのために、発起人は、株式会社について規定されたのと同じ内容の発起人報告書、すなわち、現物出資および財産引受に関する報告書を提出することを要し、かつ、株式会社の発起人と同様の責任を負うものとされた。現物出資をなしうるのは発起人に限られた。資本増加、また事後設立についても株式会社と同様の規定が設けられるべきものとされた。貸借対照表は一定の形式に従うことを要し、かつ、損益計算書とともに毎年一回公表されなければならないとされた。持分百口以上の会社にあつては、監督機関の設置が義務づけられた。⁽²⁾

同じく一八八八年に発表されたジモンの提案によれば、植民地会社は少数の交替のない社員のために設けられるべきではなく、常にその数に増減があり、かつ、自らは企業経営に携わることのない者をも含む多数の社員のために設けられるべきであるとされた。このような会社企業のためには、株式会社の設立および管理に関する厳格な規定は排除されるべきであるとされ、これに代わる規整手段として、この会社は国家の認可と監督を受くべきものとされた。その認可に際しての監督官庁の検査は現物出資にも当然に及ぶものとされ、また、国家の認可が取り消されれば、会社は解散すべきものとされた。⁽¹³⁾

議会は、結局、ジモンの提案を容れ、一八八八年三月一五日に改正植民地法を成立せしめたのであるが、ここで注目すべきは、ユッサーおよびリングは、ジモンと異なり、その提案した新会社形態が国内でも利用されることを望んでいたことである。すなわち、ユッサーは、個人主義的会社への有限責任制の導入について多く論じており、⁽¹⁴⁾ また、リングも、その提案した新会社形態が、植民地企業だけでなく、他の類似の企業にとっても有益であること⁽¹⁵⁾ を示唆していた。

- (10) F. Fränkel, Die Gesellschaft mit beschränkter Haftung, Eine volkswirtschaftliche Studie, 7 (1915). なお、註(2)に掲げた増地庸治郎「有限会社制度の生成」経済学論集(東京大)九巻九号(一九四〇年)三六頁以下は、特に明示していないが、同書五頁から二七頁までのほぼ忠実な翻訳である。
- (11) R. Esser, Die Gesellschaft mit beschränkter Haftung, (1886) (zit. nach F. Fränkel (FN 10), 8).
- (12) V. Ring, Deutsche Kolonialgesellschaften, (1885) (zit. nach F. Fränkel (FN 10), 8f.).
- (13) Simon, Deutsche Kolonialaktiengesellschaften, ZHR 34 (1888), 132—158 (zit. nach F. Fränkel (FN 10), 9).
- (14) R. Esser (FN 11), 3, 8f. (zit. nach F. Fränkel (FN 10), 10).
- (15) V. Ring (FN 12), 56f. (zit. nach F. Fränkel (FN 10), 10).

三 有限責任会社の性格をめぐる論議

このようにして植民地企業に関するかぎり一応の問題の解決を見たのであるが、しかし、それ以外の分野、とりわけ少数の者から成る企業のための新会社形態に対する要望は依然として満たされなかった。

新会社形態創設の推進者たちは、株式会社について認められている有限責任原理を他のより柔軟な会社形態に移入すべきであるという点では一致していた。しかし、その他の点では意見がかなりくい違っていた。その意見の対立は、「個人主義的形態」と「団体主義的形態」の対立として特色づけられる。⁽¹⁶⁾

(16) J. Limbach (FN 9), 15. の用語に「かつ」は、また、F. Fänkel (FN 10), 5f. 参照。

(一) エッヘルホイザーの提言

まず、株式会社のもつ有限責任の原則を合名会社に移入し、有限責任の個人的会社を創設しようとする考えがあった。その唱導者は、帝国議會議員エッヘルホイザー (Oechelhäuser) であった。彼は既に一八八四年の改正株式法の審議の中で次のように述べている。「近代の営利生活全体を支配している傾向、すなわち、合名会社の連帯責任から有限責任へと向かう動きは、一層前進しなければならぬと私は信ずる。この動きは、従来、個人的基礎の上に立つ会社形態の手前で止まったままである。その前進を阻む理由は何もないように私には思われる。合名会社の基礎の上に立ちながら、連帯責任が一定の投資額に限定される会社形態が認められるならば、それは、個人的な合名会社の長所と株式会社の長所の一切を具え、しかも合名会社の短所、すなわち危険と、株式会社の煩瑣を免れよう」と。⁽¹⁷⁾そして彼は、資本と人との結合のために、最も確実、最も簡易にして、かつ最も種類の多い法律形態を提供する国は、この点において後れる国に比し、必ずや経済的優越を獲得するにちがいないとした。⁽¹⁸⁾

その後、前述の植民地会社に関する一八八八年の法律が審議された際にも、エッヘルホイザーは次のような意見を述べた。すなわち、一八六〇年代以降、とりわけイギリスにおいて、従来会社制度全体を支配していた連帯責任の原則が破られて以来、有限責任の会社形態が止めどなく経済生活に侵入し、小規模な株式会社が激増しているという事実は、いやしくも経済生活を知る何人も異議をはさみえないところである。株式会社、産業組合、鉱山会社、これらはすべて大規模な組織のみを前提としており、そこでは、出資者は経営から隔離され、資本はその所有者によって直接に活動せしめられることはなく、代表者、受任者、理事によって活動せしめられるのである。出資者が直接に資本と結び付き、かつ自らこれを運用して収益をあげることができ、しかも有限責任の利益を享受するような会社形態はまったくなく、と。そして、連帯責任を一定額に制限することを合名会社の基礎の上に置き、かつ合名会社の行動の自由と結び付けることは非常に容易であり、また、この種の会社が与えることを要する保証は、会社の経済上必要な行動を妨げる程に厳格なものであることを要しないとして、かかる新会社形態の創設を彼は強く主張した。⁽¹⁹⁾

(17) Stenogr. Ber. d. Reichst. 1884, Bd. I, 220f.

(18) Stenogr. Ber. d. Reichst. 1884, Bd. II, 1149.

(19) Stenogr. Ber. d. Reichst. 1887/1888, Bd. II, 1155f. エッヘルホイザーの作成した立法草案は、K. Wieland, Handelsrecht, Bd. 2, 399f. (1931) に収載されている。それは八箇条からなり、合名会社に関する諸規定を準用して有限責任の新会社形態を創り出すものであった。ウィーラントはこの草案を絶賛している (ibid.)。

(二) ハンマッダーの提言

これに対し、同じく帝國議會議員であるハンマッダー (Hamacher) は、設立および管理に関する厳格な規定を除いた株式会社に関する法と鉱山会社に関する法 (追加出資制度) とを融合させることによって、少数数の団体に

最も適する会社形態が創り出されると主張した。すなわち、彼は次のように言う。植民地企業にとっても、その他の多くの私企業にとっても、資本需要の不確定であることに鑑みれば、追加出資と委付の制度を有する鉱山会社以上に好都合な会社形態は存しない。鉱山会社は既にボーラー製作工場、圧延工場、織物工場等で用いられている。それらは、まず任意の鉱山を買収し、しかる後その採掘とはまったく関係のない事業を行なうのである。このようにしてまで株式会社ではなく鉱山会社の形態をとるのは、株式会社の厳格な基礎と複雑な機構が不適當に思われるからである。こうした鉱山法の立法の精神に反する鉱山会社の利用は、会社形態に改善の必要のあることを示す⁽²⁰⁾。

(20) Stenogr. Ber. d. Reichst. 1887/1888, Bd. II, 710 f.; Referat in der Sitzung des Ausschusses des Deutschen Handelstags vom 7. Mai 1888, Mitt. an die Mitglieder 28 (1888), Nr. 6, 2 ff. (zit. nach F. Fränkel (FN 10) 10).

(三) 商業界の意見

こうした主張、提言を受けて、プロイセンの商工大臣は、一八八八年四月三日に、ドイツ商業会議の委員⁽²¹⁾会およびプロイセンの商業会議所と商人団体⁽²²⁾に対し、既存の会社形態は商事の要求を満たしているかどうか、「満たしていないとしたら、既存の会社形態を拡充するために鉱山会社に適用されている規定を一般化することに立法的に向かうべきか、それともむしろ、全社員の責任が一定額に制限される個人主義的に形成された新しい会社形態の法制化に向かうべきか」という問題について意見の照会を行なった⁽²³⁾。

各商人組織は、その構成員に対するアンケートに基づき、有限責任の新会社形態を創設することが必要かつ不可欠であるとの結論に達した⁽²⁴⁾。

これらの商人組織の見解によれば、一八八四年の株式法改正以後設立された株式会社がしばしばまったく閉鎖的

な性格を有していたという事実は、まさに、資本と人的能力とを効果的に結び付けることを可能にする会社形態が欠けているということを示すものであり、⁽²⁵⁾有限責任の必要は、発明の実用化を目的とする試験的実施会社、家族だけで営む企業の継続を目的とする同族会社、加えて、自己の債権を守るために債務超過の企業をさらに経営しようと望む債権者の団体において特に顕著であった。⁽²⁶⁾

もっとも、回答を寄せたプロイセンの八一の商業会議所中二九の商業会議所は、新たな有限責任の会社形態の創設について、まったく必要がないとした。⁽²⁷⁾

また、照会に対し賛成の回答を寄せたプロイセンの商業会議所中二〇の商業会議所は個人主義的な会社形態の創設を、残りは団体主義的な会社形態の創設を望んだ。⁽²⁸⁾

- (21) Entw. 24f.; Anlage A, 121.
- (22) Entw. 24f.; Anlage B, 137.
- (23) Entw. Anlage A, 121.
- (24) Entw. Anlage A, 121; Anlage B, 137.
- (25) Entw. Anlage A, 125—127; Anlage B, 139f.
- (26) Entw. Anlage A, 129; Anlage B, 139.
- (27) Entw. Anlage B, 137.
- (28) Entw. Anlage B, 140f.

(四) 政府草案・理由書の立場

以上のような意見を踏まえ、ドイツ帝国司法省は、一八九一年二月一日に、新たな有限責任の会社形態に関する立法草案を公表した。

帝国司法省は、この草案に付した理由書において、「新会社には、その利用領域に相応して、法律上も、現行法における徹底した個人主義的会社形態と資本原理の究極的帰結である株式会社との中間的位置を与える」ということを明らかにした。⁽²⁹⁾

有限責任の新会社形態創設にあたって帝国司法省の念頭におかれたのは「小規模な株式会社」であった。⁽³⁰⁾ 帝国司法省の見解によれば、有限責任の選択は多かれ少なかれ事業の管理を他の者に委ねるといふ意思の表明であり、かかる関係の本質には企業参加者の数がそれほど少数ではないということが存するというのであった。この故に、自ら企業に携わる少数の者の結合形態としても新会社形態が求められていたにもかかわらず、法律上は企業参加者の数がそれほど少数ではない場合が原則とされた。この立場からすれば、会社の諸関係を本質的に合名会社の法に基づいて規整するという提案が斥けられねばならないのは当然であった。合名会社は、その法律上の基本形態によれば、多数の社員を受け容れるには適しいものであったからである。⁽³¹⁾

有限責任を選択するということは、多くの場合、財産共同体を形成するがしかし活動共同体を形成するものではないという社員の意思の表明であるから、有限責任の会社の社員数は通例それほど少なくはない、とする帝国司法省の前提を正当化するものは何であったのか。

新会社形態の創設にあたり、帝国司法省は契約慣行あるいは判例といった何らかの経験をほとんど頼ることができなかつた。すなわち、有限責任原理は従来法定の目的——鉱山会社および協同組合——あるいは厳格な法規整——たとえば株式会社——の下にのみ認められてきたものであり、有限責任の利用に対するこのような限定は、要求されている新会社形態の性格と相容れなかつた。また、一部の者から提案されていた株式会社に関する法と鉱山会社に関する法の融合的利用ということは、求められている会社形態の一面——単なる資本的参加以上の人的な協力の傾向——を満たしえなすぎなかつた。新会社は社員数および資本額の点でどの程度の規模をとるべきか、かかる

会社の内部関係はどのように形成されるべきか、ということについての明瞭な答えは、これらの法的事実の考察からは得られなかった。⁽³²⁾

このため、帝国司法省は、新会社形態についてのこれらの問題の答えを理論的考察によって求めた。それによれば、会社の人的な性格を条件づける特徴は、根底にある責任原理の法的経済的帰結にすぎず、そうである以上、この責任原理が失われれば人的性格を条件づける特徴も失われしめられるから、有限責任原理は合名会社の個人主義的性格と相容れないとされた。加えて、社員がその出資金の払い込みによりそれ以上のあらゆる責任を免れる場合には、企業経営への積極的な参加に社員を駆り立てる力——無限責任——が失われしめられているから、他の社員に比しかなり多額の出資を行なった社員がいるとかあるいは特別の事情から社員の強力な協働が必要とされるといった場合は別として、企業の個人的な担い手として前面に出ることは有限責任の会社に参加する者の意思ではないであろうと考えられた。結論として、新会社には、株式会社と同様に、社会的性格が与えられた。⁽³³⁾

(29) Entw. 35.

(30) W. Schilling, Die GmbH im Deutschen Recht, in: Hachenburg, GmbHG. Großkommentar, Bd. 1, 490, Rdn. 13, (7. Aufl. 1975).

(31) Entw. 34.

(32) J. Limbach (FN 9), 16f.

(33) Entw. 34f.

四 有限責任会社法の成立

この政府草案は、連邦参議院の同意を得た後、一八九二年二月一日にその理由書とともに帝国議会に提出された。帝国議会は、同一九日の第一読会の後、予備審議のためにこの法案をエッヘルホイザーを委員長とする委員会

に付託した⁽³⁴⁾。同二五日の委員会において極く僅かの修正を加えられた同法案は、同年三月一五日に委員会によるその報告が行なわれ⁽³⁵⁾、同一九日の第二読会および同二一日の第三読会においてほとんど審議もなされずに通過させられた⁽³⁶⁾。かくて、続く連邦参議院の賛成によって、一八九二年四月二〇日に有限責任会社法 (Gesetz betreffend die Gesellschaften mit beschränkter Haftung) は成立した。同法は、一八九二年四月二六日付けの官報において公布され⁽³⁷⁾、同年五月一九日に施行された。

(34) Stenogr. Ber. d. Reichst. 1890/1892, Bd. VI, 4305f.

(35) Stenogr. Ber. d. Reichst. 1890/1892, Bd. VI, Drucks. Nr. 744.

(36) Stenogr. Ber. d. Reichst. 1890/1892, Bd. VII, 4879ff.

(37) RGBl. 477.

五 結 び

有限責任会社の会社形態は、自然に形成されたものではなかった。すなわち、それは、合名会社、合資会社および株式会社のように、現実の社会生活から生じ、慣行的に作り上げられた典型的な形態をもって法制化されるに至ったというものではなかった。有限責任会社は、ドイツの立法者が一八九二年四月二〇日の「有限責任会社に関する法律」によって初めて経済生活に取り入れたのであった。ハルシュタインによれば、この立法者の作業は「暗闇での跳躍」であった。しかも、有限責任会社制度の淵源にあるものは、国民経済上の機能に関していうかぎり、経験ではなく空想にすぎなかつた⁽³⁸⁾。

企業活動に伴う危険を資本に限定するという小規模な商人たちの願望は、立法者には理解されていなかった。すなわち、立法者は、有限責任の選択は事業の管理を多かれ少なかれ他の者に委ねるといふ意思の表明であると考え

た。これは誤りである。なぜなら、ヴィーラントが既に指摘しているように、責任関係は個人主義的形態と資本的形態との対立を決定づけるものではなく、決定的であるのは、むしろ、経済的な視点、すなわち、全人格をもって企業に参加する企業家である個人が支配する個人主義的企業と資本的に参加するにすぎない企業所有者の集団が決定にあたる団体主義的企業との内部関係の対立であるからである。³⁹⁾

この誤った前提から、立法者は、有限責任会社の本質を「小規模な株式会社」であるとした。すなわち、有限責任会社にあっても、株式会社と同様に、出資者は社員総会において事業の方針決定と監督にのみあたるものとされた。無機能資本家から成る企業が有限責任会社の典型であった。

しかし、有限責任会社法がひとたび施行されるや、その法規整の弾力性のゆえに立法者の予想とは異なり、人的性格を帯びた小規模な企業も多数有限責任会社形態をとった。むしろ、機能資本家のみから成る企業が有限責任会社の主要な型になった。ヴィーラントはこれを次のように述べた。人的会社と物的会社との間を無限責任ということによって境界づけるという従来の考え方を有限責任会社は打ち破り、その結果、有限責任会社形態の利用は団体主義的企業に限られないことになった。企業の所有と経営の一致は、個人主義的会社と個人企業に等しく見られる特徴であり、したがって、企業に投資された価値として公示されたものに責任を制限することは個人企業にも認められるべきであるということとは、当然の論理的要請であるのみならず、有限責任会社によって既に十分に実現された。⁴⁰⁾

有限責任会社形態の利用についての立法者の予想と現実とのこのようなくい違いは、現在、大規模有限責任会社と小規模有限責任会社との分極化現象となってあらわれている。一九七七年の統計によれば、有限責任会社総数一六八、四六三社のうち、資本金が二万マルク以下のものが一〇七、八三六社で全体の約六四パーセントを占め、これに対し資本金が一〇〇万マルクを超えるものが六、一七八社、一、〇〇〇万マルクを超えるものも一、一三五社

ある。ちなみに、同時点における株式会社の総数は二、一四九社であり、その約六〇パーセントにあたる一、三七五社は資本金が一、〇〇〇万マルク以下である。⁽⁴³⁾

これは、一方では、実体において株式会社とかわらないものが株式法の規整を受けずに存在することを許し、債権者及び社員の保護という点で好ましくない結果をもたらしている。他方、実体は個人企業あるいは合名会社に近い小規模な有限責任会社の存在も次のような問題を惹起している。まず、資本的基礎が確実でないにもかかわらず有限責任の特典を享受して企業活動を行なうため、このような有限責任会社は債権者を害することが多い。また、このような会社は社員相互の信頼を基礎に設立されるから、一旦紛争が生じたときにはそれに応じた解決の方策が必要であるが、定款の規定も簡単であり法律上も社員の地位を守る規定が十分ではないので、少数派社員は満足な法的保護を受けられない。このため大規模有限責任会社についてはこれを株式会社に準じて規整し、小規模有限責任会社についてもその実体に即した法規整を行なう必要が夙に叫ばれてきた。

こうしたことから、ドイツ——現、西ドイツ——においては、有限責任会社法改正の努力が絶えずなされてきた。その結果、一九七二年に連邦政府は連邦議会に改正有限責任会社法案を提出するに至った。⁽⁴⁴⁾この法案は、有限責任会社法の全面的改正をもたらすものであった。しかしながら、共同決定法等の重要法案の審議が優先されたこともあって、結局この一九七二年の改正法案は成立せず、連邦政府は、その後、この改正法案全体を改めて提出することを断念し、一九七七年にいくつかの特に必要と思われる改正を施すに止まる小改正法案を連邦議会に提出した。⁽⁴⁵⁾この一九七七年の改正法案は、連邦議会の審議の過程において一部は内容的にまた一部は形式的にかなりの修正を加えられたものの、一九八〇年五月一三日に「有限責任会社法およびその他の商事法規定の改正に関する法律 (Gesetz zur Änderung des Gesetzes betreffend die Gesellschaften mit beschränkter Haftung und anderer handelsrechtlicher Vorschriften)」として成立し、同年七月一日に公布され、⁽⁴⁶⁾一九八一年一月一日から施行され

た。⁴⁶

この改正の主眼は、会社の資本的基礎の確立による債権者保護の強化および単独社員権の拡大にあった。前者は多数の小規模有限責任会社の存在を前提に、後者は実体において株式会社とかわらない一部の大規模有限責任会社の存在を前提に、その実体に即した法規整を図るものである。この限りでそれは従来の改正の要求を満たす。このたびの改正は、有限責任会社の現実的かつ合理的な法規整に一步を踏み出したものと言えよう。

ドイツの有限責任会社制度は、社会的実体を前提とせず、まったく観念的に形成されたため、やがて立法当時には予期しなかったようなさまざまな問題を露呈した。立法者が新制度の予想される結果として考えていたものと、後に現実の生活の中で観察された結果とが異なることはよくあることである。新しい制度の真の意味に気付くには若干の時間がかかるかもしれない。しかし、ついにはその真の姿が明らかとなる。有限責任会社制度を創り出した国がどのようにその問題を克服していくのかを今後とも見守りたい。

- (38) Hallstein, *Die Gesellschaft mit beschränkter Haftung in den Auslandsrechten*, *Rabelsz* 12 (1939), 355f.
- (39) K. Wieland, *Handelsrecht*, Bd. 1, 484 (1921).
- (40) K. Wieland, *Handelsrecht*, Bd. 2, 283f. (1931).
- (41) 一九七七年当時の最低資本額は二万マルクであったが(有限責任会社法旧五条一項)、一九四八年六月二一日前に設けられた会社については特例が認められ、その最低資本額は五千マルクとされていた(ドイツマルク貸借対照表法四四条二項)。なお、一九八〇年の改正法により、これは五万マルクに引き上げられた(有限責任会社法五条一項)。
- (42) *Statistisches Jahrbuch* 1978 für die Bundesrepublik Deutschland, 110ff. (1978).
- (43) *BT-Drucks.* 6/3088; 7/253.
- (44) *BT-Drucks.* 8/1347.
- (45) *BGBI.* I 1980, 836.
- (46) 同法の概要については既に紹介した。今野裕之「西ドイツ一九八〇年改正有限責任会社法の概要」『国際商事法務九巻』

三号（一九八一年）一一七頁以下参照。同じ紹介として、渋谷光子「西ドイツ有限会社法の一九八〇年改正（上・下）」
〔商事法務九〇一号・九〇二号（一九八一年）および増田政章「西ドイツ有限会社法改正（一九八〇）」比較法政（近畿
大）一七号（一九八〇年）がある。また、改正法の全訳として、上智大学商法研究会「資料」一九八〇年七月四日の
西ドイツ有限会社法およびその他の商事法規定の改正に関する法律（一・二）』上智法学論集（上智大）二四卷二号・
二五卷一号（一九八一年）があり、改正法の全訳に政府草案理由書、連邦参議院の見解、連邦政府の反対意見および連
邦議会法務委員会報告書の抄訳を付したものととして、増田政章『他「改正西ドイツ有限会社法（一九八〇年）」比較法
政（近畿大）一八号（一九八一年）がある。

（こんの・ひろゆき）本学助教教授